

豊岡市立日高西中学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日更新

1 いじめ防止等に関する基本理念

- いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを生徒が十分に理解し、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

3 いじめ防止等の対策のための組織

いじめ問題への対応に当たっては、学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で取り組む組織的な対応が重要であり、その中核となる組織「いじめ対応チーム」（校長、教頭、生活指導担当、学年代表、養護教諭、SC等）を設置する。

4 未然防止

（1）基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりが重要である。

（2）生徒の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

- ・自分で判断し、行動できる生徒の育成（学級活動、生徒会活動、体験活動の充実等）
- ・生徒同士の豊かな人間関係づくり（学級づくり、道徳教育、自己肯定感の育成等）

（3）研修の充実

- ・いじめについての共通理解
- ・教職員の資質向上のための校内研修
- ・保護者、教員、生徒向け情報モラル研修会の実施

（4）地域や家庭、関係機関との連携

- ・いじめ防止基本方針のHP公開
- ・オープンスクール、学校・学級だよりの発行
- ・警察、こども家庭センター、こども支援センター、医療機関等との連携

5 早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組）

（1）基本的な考え方

いじめの問題については、早期の発見が早期の解決につながる。そのため、日頃から生徒の観察や信頼関係の構築に努める。また、大人が気づきにくい時間や場所で行われるなど見えにくいものであることを踏まえ、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

(2) 教職員のいじめに気付く力を高める

研修を通して、人権感覚を磨くとともに、子どもたちの気持ちを受け入れ、共感的に気持ちを理解しようとするカウンセリングマインドを高める。

(3) いじめの早期発見のための手立て

- ① 日常的な実態把握（毎日の生活ノート点検、業間など教職員の観察、声かけ等）
- ② 調査など（いじめアンケート（毎月）、心理検査（アセス）の実施と活用：年2回、教育相談の実施（5月、9月、2月）、スクールカウンセラーの活用）

(4) 地域や家庭との連携

- ・豊岡市学校警察連絡会議
- ・青少年健全育成町民会議（三方、清滝、西気）
- ・PTAによる小中連携の推進
- ・日高防犯協会
- ・民生委員児童委員会

6 早期対応

(1) 基本的な考え方

いじめの兆候を発見したときは早期に適切な対応をする。いじめを受けている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、いじめ対応チームを中心とした全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関の連携の下取り組みを図る。

(2) 組織的対応

いじめが疑われる情報があった場合、その生徒の安全を確保し見守りを強化する。指導に当たっては、組織で対応し、当事者双方、周囲の生徒から個々に事情を聴き取り、正確な実態調査を行い指導方針、役割分担を明確にして連携し生徒、保護者に対応する。

(3) いじめを受けている生徒及び保護者への支援

いじめを受けている生徒を守るとともに心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝える。保護者には、その日のうちに面談し、事実関係を伝える。保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、対応について協議を行う。

(4) いじめを行っている生徒への指導及びその保護者への助言

生徒には、いじめた気持ちや状況を十分に聴き取り、生徒の背景にも目を向けて指導する。心理的な孤立感、疎外感を与えないなど教育的配慮のもと、毅然とした対応を行い、いじめが人として決して許されない行為であることを指導する。

保護者には早急に面談し、事実関係やいじめを受けた生徒や保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取り組みについて共有する。

(5) 周囲の生徒への指導

「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。また、当事者だけの問題にとどめず、学級・学年・学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

(6) 関係機関・専門機関との連携

いじめを把握した場合には、速やかに教育委員会へ報告し、指導助言等による支援のもと、組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、学校問題サポートチーム等による専門的・多面的な支援を受け、問題解決にあたる。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

生徒に対して、インターネットの正しい活用法など情報モラル教育を充実させる。また、教職員の指導力の向上や警察等関係機関と連携した指導、保護者への啓発に努める。（生徒、保護者対象の情報モラル講演会の実施）